

野田市広告付番号案内表示機等設置事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称 野田市広告付番号案内表示機等設置事業

(2) 設置場所

野田市鶴奉7番地の1 野田市庁舎1階市民課窓口

(3) 事業内容

市民課窓口における市民サービスの向上と効率化を図るため、行政情報並びに民間企業等の広告を掲載した広告付番号案内表示機等を事業者が作成し設置する。併せて設置事業者は、広告付番号案内表示機等に民間企業等の広告主を募集し、広告付番号案内表示機等に広告を掲載できるものとし、当該広告の掲載に伴う広告掲載料を野田市に納付する。

(4) 設置期間

野田市が指定した場所に設置した日から5年間とする。

2 広告付番号案内表示機等の条件

設置する機器等については、以下の条件を満たすものとする。設置場所及び設置台数については記載のとおりとするが、設置場所については、これ以外に、より合理的、経済的な提案のある場合にはこの限りではない。

(1) 番号札発券機

- ①設置台数は1台とし、市民課窓口カウンター中央部付近へ設置する。
- ②表示部はタッチパネル式とし、発券部と連動していること。
- ③4業務以上に対応でき、番号札の発券及び待ち人数の表示ができること。
- ④業務ごとの番号設定及び番号札にバーコードの印字ができること。
- ⑤障がいの有無、年齢等にかかわらず、見やすく、使いやすいユニバーサルデザインで設計されていること。
- ⑥番号札発券機の上部に発券機案内パネルを設置すること。規格、材質、印刷方式、図案については事業者と協議の上で決定する。

(2) 番号呼び出し表示パネル、操作機

- ①番号呼び出し表示パネルは設置台数は2台とし、市民課窓口カウンターに設置する。また、操作機は設置台数3台以内とし、市民課窓口カウンター内へ設置する。
- ②番号札発券機より発券された番号に連動及び任意で呼び出し及び番号表示ができること。
- ③表示パネルは音声スピーカーが内蔵されており、個々に音量ボリューム調整が簡単にできること。
- ④操作機は待ち人数が0人から1人等と表示が切り換わるとともに、発券毎にアラート音が出せること。
- ⑤障がいの有無、年齢等にかかわらず、見やすいユニバーサルデザインで設計されていること。

(3) 番号案内表示モニター

- ①大きさ55インチ程度のものを2台(交付1台、受付1台)、43インチ程度のものを1台(交付・受付交互表示)を設置する。55インチ程度のものは市民課待合ロビーに天井吊り下げ式で設置、43インチ程度のものは市民課窓口脇の柱前に液晶スタンド式で設置する。
- ②交付モニターは表示する呼出番号を3桁までとし、表示マスは4パターン程度の固定マス表示及び最少4マスから自動で増減する可変マス表示等、状況に応じ柔軟に対応できること。
- ③設置モニターは保険に加入していること。
- ④障がいの有無、年齢等にかかわらず、見やすいユニバーサルデザインで設計されていること。

(4) 行政情報・広告放映モニター

①機器

- ア) 大きさは55インチ程度のもの2台、大きさ43インチ程度のものを1台設置する。55インチ程度のものは、番号案内表示モニターと並列で天井吊り下げ式で設置する。43インチ程度のものは、番号案内表示モニターと縦並びで液晶スタンド式で設置する。
- イ) タイマーで日付、曜日、時間単位で電源の管理ができ、モニターの電源は待機状態ではなく主電源からON/OFFができること。
- ウ) 災害情報など緊急なものについては、速やかに放送できること。
- エ) 音声は窓口業務に支障のないよう配慮すること。また、庁舎内の状況に応じて、任意で音量調整を行うことができること。

②放映構成

全体の放映構成は、1サイクル10分以内とする。

③放映時間

日曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。臨時窓口開設の期間については、この限りではない。

④行政情報

ア) 行政情報は、市が提供する行政サービス、イベント、魅力発信等の情報に基づき放映するものとし、緊急性の高いものについては、その都度協議の上、対応できること。

イ) 放送割合は、全体の4分の1以上とする。

⑤広告

ア) 放送する広告主の募集及び映像の制作については事業者が行うこと。ただし、広告主所有のコンテンツは除く。

イ) 広告を掲載できる者及び広告内容等は、野田市広告掲載取扱要綱に定めるところによる。

ウ) 広告を掲載しようとするときは、その都度定める期限までに広告物の出力見本を提出することとし、野田市において内容審査後、結果を通知する。このとき、野田市は必要に応じて修正等の措置を求めることができる。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

エ) 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、野田市は一切の責任及び負担を負わない。

オ) 野田市は、広告主又は広告内容が野田市広告掲載取扱要綱の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが、適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。

カ) 放映する広告について、内部又は外部機構等において広告内容を審査できる体制が整えられていること。

(5) 交付番号案内システム一式

①設置台数は1台とし、市民課窓口カウンター内に設置する。

②バーコードリーダー及びテンキー入力による番号表示、バーコードリーダー及びタッチパネル操作による番号削除等ができる端末を設置し、キーボード、マウス、バーコードリーダーを付属させること。

(6) 婚姻届記念撮影用パネル

①市役所低層棟1階エレベーター横、階段前スペースに設置する。

②規格、材質、印刷方式、図案については事業者と協議の上で決定する。

(7) 操作研修等

①番号案内表示機等の操作端末を、窓口業務に従事する職員が理解できるよう、遅延なく研修を行うこと。

②稼働後も十分なフォローアップに努めること。

③操作方法説明書を備え付けること。

(8) 緊急対応

システム故障等の対応について、本市からの連絡に基づき、3時間以内に設置場所

へ到着が可能であり、業務に支障のないよう対応できること。

3 庁舎の使用形態等について

- (1) 当事業の実施に当たり、選定された事業者は野田市と速やかに協議を行い、設置、運用等に係る協定を締結するものとする。
- (2) 事業者は、行政情報・広告放映モニターに係る電気料を負担すること。電気料については、設置するモニターの最大消費電力と稼働時間から算出する。
また、電源確保のための工事費は事業者が負担すること。
- (3) 事業者は、設置場所が有する広告価値を利用する対価として、野田市に広告掲載料を支払うこと。
- (4) 機器の設置に係る工事等については、平日の午後5時15分以降、もしくは土曜日、祝日に行うものとし、市民課窓口の運営の妨げにならないようにすること。

4 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令、野田市広告掲載取扱要綱を遵守し、それらに明記されていない細部の事項については、野田市の指示に従うこと。
- (2) 事業者は広告付番号案内表示機等が破損、汚損等した場合は、事業者の費用と責任において、速やかに適切な措置を講ずること。